

国家網信弁公室、《データ越境移転の促進および規範化に関する規定》を公布

国家網信弁公室は、2024年3月22日、《データ越境移転の促進および規範化に関する規定》（国家網信弁公室令第16号、以下、本規定）を公布・施行しました。

重要データ^{*}および申告条件に合致する個人情報の越境移転については、データ越境安全評価の審査を受ける必要があります。申告条件に合致しない個人情報の越境移転は、個人情報越境標準契約の締結または個人情報保護認証の取得をすることでデータ越境が可能です。また、規定の免除条件に合致する個人情報の越境移転は、上記手続きが不要となります。

本規定の実施により、データ越境安全評価や個人情報越境標準契約、個人情報保護認証などのデータ越境制度において、データ越境移転時の免除範囲の拡大や申請を要する条件が緩和されました。また、自貿区では、ネガティブリスト制度の実施が発表されました。

※ 重要データとは、改ざん・毀損・漏洩または不正取得・利用などの行為により、国家安全・経済運営・社会的安定・公衆の健康および安全などに危害を及ぼす恐れのあるデータをいう。（《データ越境安全評価弁法》（国家網信弁公室令第11号））

<本規定の概要>

データ越境安全評価の申請について

- データ処理者は関連規定に基づき、重要データの識別および申告をしなければならない
- 関連部門や地区に重要データであることを告知または公開されていない場合は、重要データとしてデータの越境安全評価の申請が不要

データ越境申告手続きの免除条件

- 以下6パターンのデータ越境移転について、データ越境安全評価の申請や個人情報越境標準契約の締結、個人情報保護認証の取得手続きが免除される：
 - ① 国際貿易、越境輸送、学術提携、国を跨ぐ生産・製造および市場マーケティングなどの活動で収集・発生したデータを国外に提供する場合（個人情報または重要データを除く）
 - ② 国外で収集・発生した個人情報を国内へ伝送・処理し国外に提供するにあたり、処理する過程において国内の個人情報または重要データを取り入れていない場合
 - ③ 個人を一方の当事者として締結・履行する契約（例えば、海外ショッピング・海外郵便配送・クロスボーダー

送金・クロスボーダー決済・海外での口座開設・航空券やホテルの予約・ビザ申請・受験サービスなど）で、確かに国外に個人情報を提供する必要がある場合

- ④ 法律に基づいて制定された労働規則制度および締結された集合契約によるクロスボーダー人的資源管理の実施にあたり、確かに国外に従業員の個人情報を提供する必要がある場合
- ⑤ 緊急事態において自然人の生命・健康および財産の安全を保護するため、確かに国外に個人情報を提供する必要がある場合
- ⑥ 基幹情報インフラ運営者以外のデータ処理者が、当該年 1 月 1 日より累計 10 万人未満の個人情報（機微な個人情報を除く）を国外に提供する場合

※ ここでいう国外に提供する個人情報には、重要データは含まれない

データ越境申告手続きが必要な場合（前項に属する場合、その規定に準じる）

- 以下の場合、所在地の省級網信部門を通じて、国家網信部門にデータ越境安全評価の申請が必要
 - 基幹情報インフラ運営者が、国外に個人情報や重要データを提供する場合
 - 基幹情報インフラ運営者以外のデータ処理者が、国外に重要データを提供、または当該年 1 月 1 日より累計 100 万人以上の個人情報（機微な個人情報を除く）または 1 万人以上の機微な個人情報を国外に提供する場合
- 以下の場合、法律に基づき国外のデータ受領者と個人情報越境標準契約を締結、または個人情報保護認証の取得が必要
 - 基幹情報インフラ運営者以外のデータ処理者が、当該年 1 月 1 日より累計 10 万人以上 100 万人未満の個人情報（機微な個人情報を除く）または 1 万人未満の機微な個人情報を国外に提供する場合

自貿区ネガティブリスト制度

- 自由貿易試験区は区内において、データ越境安全評価および個人情報越境標準契約、個人情報保護認証の管理範囲に組み入れるデータリスト（ネガティブリスト）を自ら制定可能
- 自由貿易試験区のデータ処理者が国外にネガティブリスト以外のデータを提供する場合、上記データ越境申請手続きが免除される

データ越境安全評価結果の有効期限

- 評価の結果通知日より 3 年間有効
- 有効期限が満了し、データ越境活動を継続する必要がある、かつデータ越境安全評価の再申請を求められるなどの事情が発生していない場合、データ処理者は評価結果の有効期限の延長を申請することが可能。国家網信部門の批准を経て、評価結果の有効期限を 3 年間延長可能

以上

ご照会先

上海本店

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心13階
TEL : 86-(21)-3860-9000

● **上海浦西出張所**

上海市長寧区通協路269号
建滔商業広場5号楼7階
TEL : 86-(21)-2219-8000

● **上海自貿試験区出張所**

上海市浦東新区世紀大道100号
上海環球金融中心13階T30室
TEL : 86-(21)-3860-9000

瀋陽支店

瀋陽市瀋河区青年大街1号
市府恒隆広場16階1606室
TEL : 86-(24)-3128-7000

北京支店

北京市朝陽区光華路1号嘉里中心
北楼16階1601、1605-1606、
1608、1615、1628-1629室
电话 : 86-(10)-5920-4500

天津支店

天津市和平区南京路189号
津匯広場2座12階
TEL : 86-(22)-2330-6677

蘇州支店

蘇州市高新区獅山路28号
蘇州高新国際商務広場12階
TEL : 86-(512)-6606-6500

● **蘇州工業園区出張所**

蘇州市蘇州工業園区
蘇州大道西2号 国際大厦16楼
TEL : 86-(512)-6288-5018

● **常熟出張所**

常熟市高新技术産業開發区
東南大道33号 科創大厦8楼
TEL : 86-(512)-5235-5553

● **昆山出張所**

昆山市玉山鎮登云路258号匯金
財富広場1号楼601、605-608室
TEL : 86-(512)-3687-0588

杭州支店

杭州市拱墅区武林街道延安路385号
杭州嘉里中心2幢5階、6階603室
TEL : 86-(571)-2889-1111

広州支店

広州市天河区珠江新城華夏路8号
合景国際金融広場12階
TEL : 86-(20)3819-1888

深圳支店

深圳市福田区中心四路1号
嘉里建設広場2座23階
TEL : 86-(755)-2383-0980

重慶支店

重慶市江北区慶雲路1号
国金中心T1并公楼20階单元1、15-18
TEL : 86-(23)-8812-5300

大連支店

大連市西崗区中山路147号
申貿大厦4楼-A室
TEL : 86-(411)-3905-8500

SMBC (CHINA) NEWS バックナンバー

SMBCホームページの当NEWSバックナンバーに掲載しております。

http://www.smbc.co.jp/hojin/international/global_information/smbccnrep.html

三井住友銀行(中国)有限公司のWeChat公式アカウントには、当NEWSのほか、各種情報を随時発信しております。右記二次元コードより、アクセスください。



当資料に掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。当資料は単に情報提供を目的に作成されており、その正確性を当行及び情報提供元が保証するものではなく、また掲載された内容は経済情勢等の変化により変更されることがあります。掲載情報は利用者の責任と判断でご利用頂き、また個別の案件につきましては法律・会計・税務等の各面の専門家にご相談くださるようお願い致します。

万一、利用者が当情報の利用に関して損害を被った場合、当行及び情報提供元はその原因の如何を問わず賠償の責を負いません。